

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	6 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	6 児童扶養手当法第30条の資料の提供等の求めに関する事務 7 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 8 上に掲げるもののほか、児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務	事後	
令和8年10月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		(以下を追加) 上記の事務には、医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報の照会事務を含む。	事後	
令和8年10月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	札幌市個人番号利用条例第4条第2項	札幌市個人番号利用条例第4条第2項及び第3項	事後	
令和8年10月30日	II しきい値判断項目 1、2 いつ時点の係数か	令和6年4月1日	令和8年10月1日	事後	見直しに伴いしきい値判断の計数時点を変更。(しきい値に変更なし。)
令和8年10月30日	IV リスク対策 2～5、7、8、10	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年10月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	なお、上記に加えて令和6年度より児童扶養手当現況届の電子申請受付の導入に向けた検討をしている。電子申請データのシステムへの自動取込機能の実装により、手作業が介在する申請数の減少が期待される。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	(上段は削除) これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	(上段) 令和8年度より電子申請を導入したことによる記載の削除 (下段) 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年10月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	なお、上記に加えて令和6年度より児童扶養手当現況届の電子申請受付の導入に向けた検討をしている。電子申請データのシステムへの自動取込機能の実装(手作業が介在する申請数の減少)により、漏えい等のリスクの軽減が期待される。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	(上段は削除) これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	(上段) 令和8年度より電子申請を導入したことによる記載の削除 (下段) 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。